

# 電気通信大学 I R 推進規程

平成29年 1月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）において実施するインスティテューショナル・リサーチ（以下「I R」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、I Rとは、本学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析し、学内の意思決定や改善活動の支援、外部に対する説明責任を果たす活動をいう。

(I R 推進体制)

第3条 本学におけるI R推進体制は、次の各号に掲げる者及び組織をもって構成し、当該各号に定めるところによりI R関係業務を推進する責務を負うものとする。

- (1) 学長 本学におけるI R推進の取り組みを総括する。
- (2) I R室 全学的なI Rに関する企画、立案及び取りまとめを行う。
- (3) I R専門員 I R室及び学内の関連部署と連携し、本学におけるI Rの取り組みを推進する。

2 前項第3号のI R専門員は、学内の関連部署ごとに学長が指名する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、I Rの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。